INTELLECTUAL PROPERTY RIGHTS NEWSLETTER

パットワールド®
PATWORLD

有限会社 ウンピン・エンド・カンパニー
〒101-0045 東京都千代田区神田鍛冶町三丁目6番7号
ウンピン神田ビル8階 TEL:03-3254-0888(代) FAX:03-3254-0889

Vol.214 2021 年 02 月 25 日

中国:改正刑法の施行

中国刑法の改正案(第 11 回)が、2020 年 12 月 26 日全国人民代表大会常務委員会で可決し、2021 年 03 月 01 日から施行となります。知的財産権に関する条項が多数改正され、拘役の自由刑を廃止し、有期徒刑とする厳罰化が規定されます。一部を抜粋でご案内します。

1. 登録商標模倣罪に、商品商標のほかに「役務商標」が追加され、役務商標は商品商標と同様に 3 年以上 7 年以下の有期徒刑かつ罰金を科す。 さらに事情が厳重な場合には、最高刑を 10 年の有期徒刑を科す。 (刑法第 213 条)
2. 登録商標模倣品取引罪において、3 年以下の有期徒刑且つ罰金を科すものとし、事情が重大な場合には、3 年以上 10 年以下の有期徒刑を科す。(刑法第 214 条)
3. 著作権法の改正に伴い、営利目的の著作権侵害だけでなく、著作隣接権についても 3 年以下の有期徒刑且つ罰金を科すとし、事情が重大な場合は、3 年以上 10 年以下の有期徒刑を科す。(刑法第 217 条)
4. 営業秘密侵害罪において、窃盗、賄賂、詐欺、脅迫、電子的侵入或は不正手段で権利者の営業秘密を獲得した場合などに対して、3 年以下の有期徒刑且つ罰金を科すとし、事情が厳重な場合は、3 年以上 10 年以下の有期徒刑を科す。(刑法第 219 条)
 更に、海外の機構、組織、人員から商業秘密を窃盗、買取、違法に提供した場合には、5 年以下の有期徒刑且つ罰金を科すとして、新たに刑法第 219 条の一の規定が追加された。

(出典:中国人大網)

この記事の著作権は有限会社ウンピン・エンド・カンパニーにあり、一部または全部の無許可転載を禁止します。
あらゆる内容は日本の著作権法及び国際条約によって保護を受けています。